

大規模小売店舗の届出に対する市町村等の意見について（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項及び第2項の規定による市町村等の意見の概要を次のとおり公表する。

平成24年7月27日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者

名 称 コモタウン柏崎

所在地 柏崎市宝町字横枕1045番地1外

設置者 株式会社ウオロクほか4者

2 届出の概要及び公告日

概 要 大規模小売店舗立地法第6条第2項の規定による変更（店舗面積の増床等）に関する届出

公告日 平成24年3月16日

3 意見の概要

(1) 柏崎市からの意見の概要

騒音の発生に係る事項及び街並みづくり等への配慮事項

- ・新たに設置される建物に設置する空調室外機や換気扇等について、周辺への影響や周囲との調和に配慮した機器の選定や配置に努めてください。

(2) 居住者等の意見の概要

意見書の提出はなかった。

4 縦覧場所

新潟県産業労働観光部商業振興課

5 縦覧期間

平成24年7月27日から平成24年8月27日まで